

岬町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定業務委託に係る  
プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、健康増進法、食育基本法、自殺対策基本法の規定に基づき、「岬町第3次健康増進計画、第2次食育推進計画、第2次自殺対策計画」を策定するにあたり、健康増進、食育推進及び自殺対策施策に対し豊富な情報、経験、知識等を有し、業務遂行能力に優れた事業者を選定することを目的とする。

2 業務名及び業務概要

(1) 業務名

岬町健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画策定業務

(2) 業務内容

別紙1「岬町第3次健康増進計画、第2次食育推進計画及び第2次自殺対策計画（第3次健康みさき21）策定業務」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日翌日から令和7年3月31日(月)

(4) 業務委託料限度額

4,686千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各年度の費用の上限額は以下のとおり

①令和5年度 1,903千円

②令和6年度 2,783千円

(5) 支払方法

すべての業務が完了し、完了検査終了後、委託契約額の金額を各年度毎に支払う。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 岬町の令和5・6・7年度物品・役務提供等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 大阪府及び岬町において入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 過去10年間（平成25年度から令和4年度）において、他の地方公共団体と本業務と同様の契約実績があること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 岬町暴力団等の排除に関する条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

- (9) プライバシーマーク制度におけるプライバシーマークを取得している、または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得していること。

#### 4 プロポーザルに係る日程

実施内容	実施期日
実施要領の公表	令和5年6月22日（木）～令和5年6月28日（水）
参加表明書の提出期間	令和5年6月22日（木）～令和5年6月28日（水）
質問書の提出期間	令和5年6月22日（木）～令和5年6月28日（水）午後3時
質問書の回答日	令和5年6月30日（金）
企画提案書の提出期間	令和5年7月3日（月）～令和5年7月28日（金）午後3時
選定結果の通知・結果公表	令和5年8月中予定

#### 5 参加表明書

「3 参加資格」を満たし参加を希望する場合は、下記の書類を提出願います。  
なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けません。

##### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）※任意様式可

##### (2) 提出部数

各1部

##### (3) 提出方法

持参又は簡易書留により提出してください。

簡易書留の場合、令和5年6月28日（水）消印までが有効です。

##### (4) 提出期間

令和5年6月22日（木）から令和5年6月28日（水）までです。

##### (5) 留意事項

- ① 提出後の参加表明に関する書類の修正又は変更は認めません。
- ② 提出された参加表明に関する書類は返却いたしません。

##### (6) 質問書及び回答

- ① 提出期間：令和5年6月22日（木）から令和5年6月28日（水）  
午後3時まで
- ② 提出方法：質問書（様式第7号）に記載し、下記(7) 提出先の電子メールアドレスに添付の上、  
送信してください。
- ③ 回答日：令和5年6月30日（金）
- ④ 回答方法：質問に対する回答は、全ての回答をとりまとめ、参加表明のあった事業者すべてに  
送付します。

##### (7) 参加表明書及び質問書の提出先

岬町しあわせ創造部 地域福祉課 保健医療係  
〒599-0311 泉南郡岬町多奈川谷川2424番地の3  
岬町立保健センター

TEL : 072-492-2424・2425

FAX : 072-492-2433

E-mail : [hokencenter@town.osaka-misaki.lg.jp](mailto:hokencenter@town.osaka-misaki.lg.jp)

## 6 企画提案書

### (1) 提出書類

#### ① 企画提案書（任意様式）

仕様書の業務内容や記載内容を踏まえて、以下の構成で作成してください。

仕様書に記載の無い内容で、本業務に有益と思われる提案があれば、記載してください。ただし、費用は上記予算内に含めるものとします。

ア：住民意識調査実施について

イ：岬町第3次健康増進計画、第2次食育推進計画及び第2次自殺対策計画策定について

ウ：独自提案等のアピールポイントについて

#### ② 業務実績書（様式第3号）

※実績を証明する書類として契約書の写し等を添付してください。なお、関連会社の実績は含まないでください。

#### ③ 管理技術者（管理責任者）業務実績書（様式第4号）

#### ④ 業務実施体制調書（様式第5号）

#### ⑤ 業務工程表（任意様式）

#### ⑥ 見積書及び見積書内訳書（任意様式）

金額は消費税及び地方消費税を除いた合計額を記載してください。

なお、「2 業務名及び業務概要」の「(4) 業務委託料限度額」に示す、限度額を超える金額の場合は失格とします。

\*算出根拠等を詳細に記載してください。

#### ⑦ 誓約書（様式第6号）

#### ⑧ プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステムの取得がわかる書類（写し）

### (2) 提出部数

①から⑥までを1部として整理（A4判。A3判の折込みも可）し、8部提出してください。（正本1部・副本7部）

### (3) 提出方法

持参又は簡易書留により提出してください。

簡易書留の場合、令和5年7月28日（金）までに必着が有効です。

### (4) 提出期間

令和5年7月3日（月）から令和5年7月28日（金）午後3時までです。

提出期間内に企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなします。

### (5) 提出先

岬町 しあわせ創造部 地域福祉課 保健医療係（岬町立保健センター）

## (6) 提出書類作成の留意事項

- ① 提出後の企画提案に関する書類の修正又は変更はできません。
- ② 提出された企画提案に関する書類は返却いたしません。

## 7 事業者の選定方法

### (1) 選定方法

岬町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画（以下「選考委員会」という。）において、提案書類にて選考を行います。プレゼンテーションは、実施しません。

なお、企画提案者が1者のみの場合においても選考を行います。

- ① 選定は、別紙2で示す選定基準に基づいて評価し、各選考委員の順位数の和が最も小さい提案者（最優秀提案事業者）を委託契約候補者とします。
  - ※ 基準点は60点とし、評価結果が基準点に達しない場合は失格とします。
  - ※ 選定項目に一つでも0点と評価された提案者については失格とします。
- ② 順位数の和が同数であった場合は、合計点数の高い応募者を上位とします。
- ③ 評価、採点に関する異議は受けません。

### (2) 選定結果の公表について

選定における評価結果を、岬町ホームページで公開します。

## 8 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が「2 (4) 業務委託料限度額」を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、選考委員会が失格と認めた場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があり、選考委員会が失格と認めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、選考委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、選考委員会が失格と認めた場合

## 9 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とします。また、提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しません。

## 10 契約について

### (1) 契約方法

- ① 選考委員会で選定された最優秀提案事業者が、岬町第3次健康増進計画、第2次食育推進計画及び第2次自殺対策計画（第3次健康みさき21）策定業務の委託契約候補者となります。
- ② 委託契約候補者と契約締結協議の結果、合意に至らなかった場合、又は委託契約候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位の者と協議

します。

(2) 契約保証金

岬町契約規則（平成18年岬町規則第16号）第36条の規定により契約金額の100分の5以上の契約保証金を契約締結時までに町へ納付してください。

ただし、同規則第36条第3項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除します。

1.1 問合せ先

岬町しあわせ創造部 地域福祉課 保健医療係

〒599-0311 泉南郡岬町多奈川谷川2424番地の3

岬町立保健センター

TEL : 072-492-2424・2425

FAX : 072-492-2433

E-mail : [hokencenter@town.osaka-misaki.lg.jp](mailto:hokencenter@town.osaka-misaki.lg.jp)